

千葉県後期高齢者医療広域連合の

住所地特例被保険者に係る健康診査助成制度を利用される方へ

千葉県外の施設等へ入所していて、千葉県後期高齢者医療広域連合の資格をお持ちの方は、健康診査費用の助成制度を利用できる場合があります。

助成を受けようとする方は、事前に下記の事項をご確認ください。

◆対象となる方

健康診査を受ける日において、次の全てに該当する方が対象です。

- ☐ 千葉県後期高齢者医療広域連合の被保険者資格を有すること。
- ☐ 千葉県以外に住所を有すること。
- ☐ 高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項第2号から第5号に規定する施設以外の施設に入居されていること。(※1)
- ☐ 当該年度において、他の健康診査又は人間ドック検査を受診していないこと又は受診しようとしていないこと。
- ☐ 当該年度において、他の健康診査費用又は人間ドック検査費用の助成を受けていないこと又は受けようとしていないこと。
- ☐ 当該年度において、健康診査と同等の健康管理を受けていないこと。

※1 高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項第2号から第5号に規定する施設

法令根拠	対象施設
第2号	障害者支援施設（施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設）
第3号	○独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
第4号	○養護老人ホーム ○特別養護老人ホーム
第5号	特定施設（地域密着型特定施設を除く） ○有料老人ホーム、○養護老人ホーム、○軽費老人ホーム（ケアハウス） 介護保険施設 ○指定介護老人福祉施設、○介護老人保健施設、○介護医療院

◆対象となる検査項目

1. 基本項目

基本項目に係る費用は、次の項目のすべてを実施した場合に助成対象となります。

- ☐ 既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。)
- ☐ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ☐ 身長、体重及び腹囲の検査
- ☐ BMI(次の算式により算出した値をいう。以下同じ。)の測定 $BMI = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)} \div \text{身長(m)}$
- ☐ 血圧の測定
- ☐ 肝機能検査(AST、ALT、 γ -GT)
- ☐ 血中脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)
- ☐ 血糖検査
- ☐ 尿中の糖及び蛋白の有無の検査

※必要な検査項目の一部しか実施していない場合、健康診査を実施したこととはみなされず、費用の助成を受けることはできません。

2. 追加項目

次の項目について、医師が国の定める基準に基づき必要と判断し、実施した場合は助成対象となります。

☐ 貧血検査	☐ 心電図	☐ 眼底検査	☐ 血清クレアチニン検査
-------------------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------------

◆助成金額

健康診査に要した費用又は10,000円のいずれか低い額

※「◆対象となる検査項目」にない項目について検査を受けた場合、対象外項目の検査に要した費用は、助成対象外となります。

◆申請方法

必ず、対象者の要件に該当することを千葉県後期高齢者医療広域連合又は前住所地の市町村に事前に確認したうえで申請してください。

1. 申請に必要な書類

- (1)健康診査費用助成金支給申請書(様式第1号)
- (2)健康診査結果の記録の写し
- (3)領収書の写し

2. 提出先

千葉県千葉市稲毛区天台6丁目4番3号 国保会館内
千葉県後期高齢者医療広域連合 給付管理課 健康診査担当あて

3. 申請期限

健康診査を受けた年度の3月31日まで

健康診査費用助成に関する Q&A

Q1:健康診査を受ける前に、費用の助成を申請することはできますか？

A1:申請は健康診査受診後、費用を支払った後でないと申請できません。

※健康診査結果の写し及び領収書が必要となるため。

Q2:年度内に2回以上助成を受けることはできますか？

A2:2回以上の助成を受けることはできません。

不正に助成を受けた場合には、支給した助成金の全額の返還が必要となります。

〈問合せ先〉

千葉県後期高齢者医療広域連合 給付管理課
TEL:043-216-5013
Email: kyufu@kouiki-chiba.jp